

『市史研究横須賀』 第七号

一〇〇八年三月

相州三浦郡の継立人馬役・水主役と日光社参人馬役

馬 場 弘 臣

相州三浦郡の繼立人馬役・水主役と日光社参人馬役

馬場弘臣

はじめに

將軍の日光社参は、当代の將軍が初代將軍徳川家康を祀つた日光東照宮（栃木県日光市）を直々に参詣する一大行事である。三代家光が葬られてからは、家光も参詣の対象となつた。こうした將軍の遠隔地への動座をともなう行事としては、他に京都への上洛があり、また交通史の面からは朝鮮通信使の来朝なども外交使節に対する

接待として、莫大な労力と費用を要する大通行行事であつた。ただし、これらの行事はいずれも近世の前期に集中しており、中期以降はその実施の回数自体が少なくなつてくる。將軍の日光社参は、前後一九回実施されているが、そのうち元和三年（一六一七）から慶安二年（一六四九）までの一五回は二代秀忠、三代家光の代に行なわれたもので、四代家綱が寛文三年（一六六三）に参詣して以降は、八代吉宗——享保一三年（一七二八）、一〇代家治——安永五年（一七七六）、一二代家慶——天保一四年（一八四三）の三回を数えるのみである。したがつてその間隔も吉宗が六五年ぶり、家治が四八年ぶり、家慶が六七年ぶりというようにかなりの間を置いての実施であつた。

日光社参の間隔があくということは、その意味の低下は否定できないとしても、逆にある特定の時期に社参が実施された背景として、吉宗政権期の享保の改革、家慶政権期の天保の改革に代表されるように、いわゆる將軍の權威や幕府權力の強化を必要とするような、その時代

特有の政治的意図が込められることになる。稀にしか行なわれない行事であるからこそその問題を考える必要があるということであるが、ここで問題としたいのは、社参を挙行する上で必要となる人馬役負担の問題である。

日光社参をめぐる交通夫役の問題については、一九八〇年代の役論の進展を受けて、山口啓二氏や大友一雄氏、阿部昭氏などによつて具体的な人馬役編成の実態が明らかにされてきた。これらはとくに、国家課役としての交通夫役の性格——国役の問題から日光社参の交通夫役をあつかつたものであるが、ここでは行論に必要な限りにおいて、日光社参の人馬役負担についてまとめておこう。これらの研究で明らかになつたのは、主に享保社参と安永社参の実態である。まず、將軍の日光社参における通行上の大きな特徴は、通常の宿継ぎによる輸送と異なる、江戸から岩槻・古河・宇都宮・日光のそれぞれの宿泊地までをいつきよに運ぶ「泊り継ぎ」を行なわれたことである。それぞれの宿泊地の間は、だいたい一〇里ほどの距離があつたから、これを一気に継ぎ通すだけの強壮な馬と人足が「正人馬」で求められた。そしてこれらの人馬は、宿場と助郷村々からの負担以外に、寄人

馬と称して、関東八か国一円の村々から、一〇〇〇石を単位として、幕府領・大名領・旗本領の区別なく集められた。また、実際の動員にあたつては、最寄りの村々が自主的に連合して結成された組合村（霞組合）が割り当ての単位となり、最終的には動員の廻達も人馬の編成部隊も国郡別に編成されたという。こうして動員された人馬が、江戸および各宿泊地につくられた矢来の中に集められたのである。そしてこれらの入馬徵發の任には、関東郡代の伊奈氏があたつていた。

大友氏によれば、関東八か国から国役で社参人馬を編成する形態は、享保社参が最初であつたという。これ以前の社参についてはなお検討の余地があるので、山口氏・阿部氏の研究からしても、享保社参が一つの大きな画期だったことは間違いない。さらに大友氏は、日光社参という国家的祭礼の執行をテコとした国役による広範な公役の編成が、変容しつつある地域の秩序を再編する役割を果たしたとされている。⁴⁾先に中期以降の日光社参は、かなりの間隔があつていることを指摘したが、負担の対象となる在地の側もまた、その時々の社会状況によって大きく変容しているのであり、稀にしか行なわれ

ない大行事であるからこそ、その対応のあり方が逆にその時々の地域の諸矛盾を映し出す鏡にもなつたのである。ましてや日光社参の人馬役は、その負担の大きさから、できれば回避したい役であつたので、村や地域によつては広範に役免除の働きかけが行なわれた。近世社会では、特定の由緒や役負担などによる諸役免除の特権や、重要な役を勤めている場合は、ほかの役を免除されるという二重役負担の回避が公認されていたから、それに該当する場合は、積極的な免除運動が展開されだし、これを機に新たに免除特権を得ようとする動きもさかんであつた。日光社参の場合もその点は例外ではなく、だから、役免除の主張をみていくことで、その村なり地域なりがもつていた特性を浮き彫りにさせることができるのである。

横須賀市域には、享保・安永・天保の社参に関する史料がけつこうまとまつて残つてゐるが、その多くは、人馬役免除についてのものである。本稿の課題の第一は、このうち享保および安永社参をとりあげ、人馬役負担免除の具体的なあり方について検討することである。

村や地域の役負担免除運動と、その背景となる諸役免

除や由緒、二重役負担の回避といった問題については、近年の研究で蓄積が多い分野の一つである。⁽⁵⁾ そこでは村や地域における免除運動のあり方から、そのための地域結合の問題、免除や由緒の有無をめぐる地域間格差の問題、特権を継続あるいは獲得していくための学習や努力といった多様な問題が提示されている。こうしたなかで、三浦郡の社参人馬役関係史料の特徴をあげるとすれば、免除運動を開く村々が、それぞれの領主や幕府役人との関係や交渉を通じて、どのようにして要求を実現させていったかが克明にわかるであろう。まずはその具体的なあり方について検討してみたい。

第二の課題は、人馬役負担回避の方向性をみると、三浦郡が担つていた地域としての役負担の編成を明らかにすることである。結論からいえば、それは三浦郡の往還——浦賀道と三崎道の継立人馬役と水主役に関する問題である。三浦郡の社参人馬役免除の運動は、この継立人馬役と水主役の負担を論拠として展開された。これらいずれも享保六年（一七二二）に設置された浦賀奉行所に關係することである。したがつてここでは、社参人馬役の免除運動をみていくことで、浦賀奉行所と脇往還

の継立役と水主役という観点から、三浦郡の役負担——
交通夫役の構造を明らかにしたい。

一、三浦郡の継立役・水主役と享保社参

三浦郡では、東海道保土ヶ谷宿（横浜市保土ヶ谷区）からわかつて金沢（横浜市金沢区）を通つて浦賀へといたる浦賀道（浦賀道①とする）。東海道戸塚宿（横浜市戸塚区）ないしは藤沢宿（藤沢市）から鎌倉雪之下村（鎌倉市）を通り、堀内村（葉山町）でわかつて浦賀へといたる、もう一本の浦賀道（浦賀道②とする）。同じく堀内村からわかつて三崎町（三浦市）に向かう三崎道。そして浦賀と三崎道を結ぶ浦賀・三崎道の四本が主要な街道であつた。これらは制度上からいえば、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中の五街道に対して脇往還と呼ばれた。支配管轄は五街道が道中奉行で、脇往還は勘定奉行の管轄となつていた。これらの脇往還には、五街道の宿駅と同様に、人や荷物の継ぎ送り業務を担当する村として、継立場が置かれていた。三浦郡の継立場については、『新編相模國風土記稿』をもとに、図

1として示しておく。

次の史料は、浦賀道②の継立場にあたる下平作村とその助郷村の組合八ヶ村が、享保二三年（一七二八）正月に日光社参の人馬役免除を願い出したものである。^[6]

乍恐以口上書ヲ奉願上候

一此度日光就御社參三浦郡村々御用人馬御触出し之趣拝見仕奉畏候、尤御閑所附・御供附御用掛り之村々其訛ケ訴出御吟味可奉請旨為仰触候、依之下平作村・上平作村・佐野村・木古葉村・森崎村・小矢部村・金谷村・池上村・不入斗村・右九ヶ村之儀ハ浦賀御番所御奉行様、亦ハ御組御役人中様御通り被遊候節村次人馬相勤申候村方ニ而御座候

一下平作村之儀ハ、先年三浦郡走水村御番所御座候節茂御伝馬繼場ニ御座候所、八年以前丑年^豆返州下田より相州浦賀江御番所御引移し被為遊候ニ付、亦ハ御奉行様并御役人中様浦賀江御通り被遊、御伝馬繼場組合右九ヶ村、高式千式百九拾壱石五斗壱升四合江人馬致割賦、御用相勤申候宿同前之村ニ御座候
一御奉行様浦賀江御通被遊候節人馬勤方之儀ハ、御朱印伝馬・賃人馬ニ而下平作村・小坪村迄、右之通不限

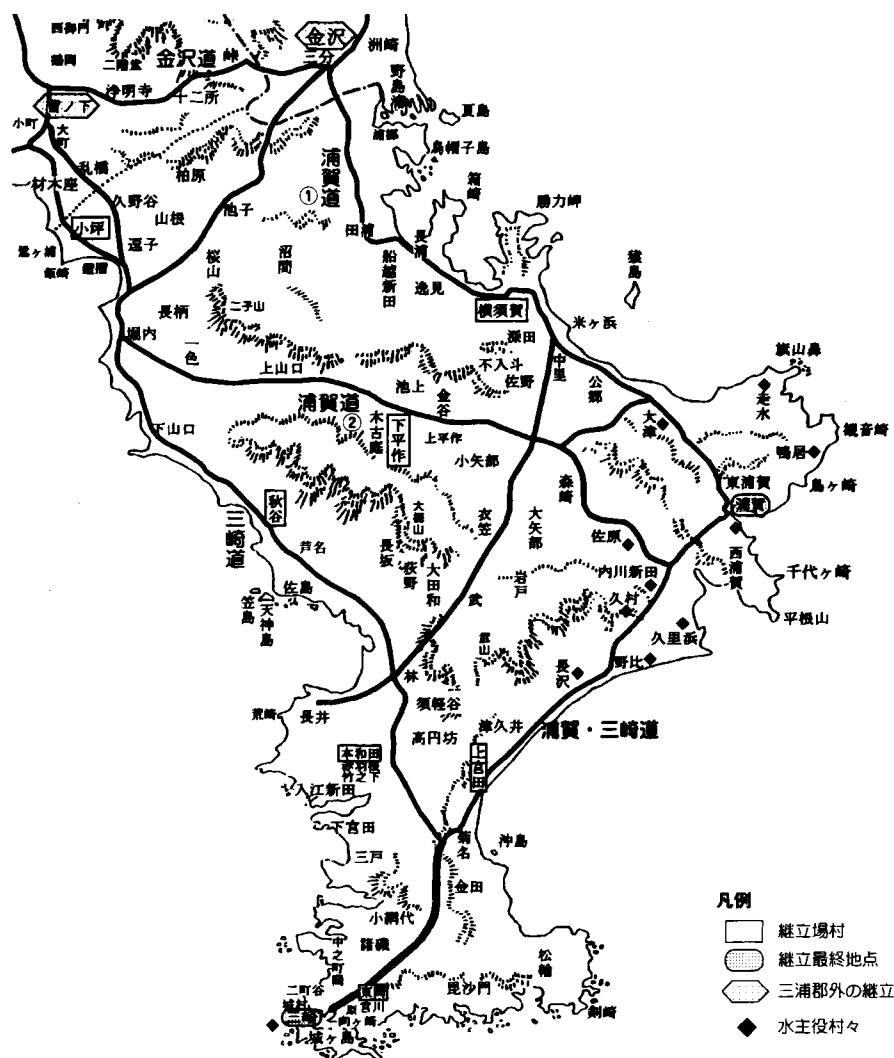


図1. 三浦郡の人馬継立場と水主役の村々

何時ニ御役今以テ勤来申候、然処此度、御社参人馬被為仰付候而ハ、御奉行様・御役人中様浦賀御通之節人馬相滯候得ハ迷惑ニ奉存候

(後略)

この度の日光社参について、御用人馬動員の御触が出されたが、関所付きの村や社参御供付き御用掛りの村は、その訳を訴え出て吟味を受けるようにと申し渡された。

そこで下平作村以下、上平作村・佐野村・木古葉村・森崎村・小矢部村・金谷村・池上村・不入斗村の九か村組合では、浦賀奉行や奉行所役人が通行する際の継立人馬を勤めていることを理由に、社参人馬役の免除を願い出たのである。とくに第二条目によれば、下平作村は先年、走水村に番所があつた時も「御伝馬継場」であつたが、八年前の丑年、すなわち享保六年（一七二二）に豆州下田（静岡県下田市）から浦賀へ番所が移転した際に、九か村——合高二三九一石五斗一升四合で割賦して人馬継立の御用を勤めるようになつたという。

走水番所は寛永九年（一六三二）に走水村に設けられた船改めの番所で、御船手兼帶で三崎奉行——寛永元年（一六二四）設置——を勤め、金谷村や池上村など、三

浦郡内に知行地を与えていた向井将監忠勝が初代の奉行に任じられている。下田番所は、今村彦兵衛重長を初代の奉行として元和元年（一六一五）に設置された。走水と三崎の番所はともに元禄九年（一六九六）に廃止となり、以後は下田にのみ番所が置かれたが、享保五年（一七二〇）二月二二日付で堀隱岐守利喬が下田奉行に任じられると、同年一二月に下田の番所が廃止され、翌享保六年二月に浦賀に移転したのである。堀はそのまま初代の浦賀奉行に任じられている。

嘆願書によれば、この浦賀番所の移転にあわせて、以前、走水番所往来の継立場に指定されていた下平作村が、再び浦賀番所往来の継立場に指定され、その助郷村として上平作村ほか七か村を付属させたというのである。事実、木古庭村の明治三年（一八七〇）一二月「明細帳」には、享保六年より「下平作継場」へ高二二八石四斗六升を助郷として勤めるようになつたと記している。

このように浦賀番所に關係する役負担を根拠として、日光社参の人馬役の免除を願い出る動きは、何も下平作村組合に限つたことではない。次の史料は、浦賀道①にかかる浦郷村組合一二か村の嘆願書である。^[8]

乍恐奉願上候

此度日光 御社參付、人足・人馬御用相勤候御触
書被仰付、先達而奉拝見御請書差上申候、右拾弐ヶ
村高合三千八百八拾四石八斗弐升壹合、右村之義ハ
浦賀御番所附御用相勤候組合之村々ニ御座候、御用
筋之儀不寄何時ニ急御用増水主役被仰付、右村々九
ヶ年已前子歳河原清兵衛様御吟味之上被仰付、昼夜
共ニ村々不時之義急御用多ク、其上引船役歳力大分
相勤申候、右村々内就横ス賀村就中馬繼村方ニ被仰
付、御番所諸御用持送金沢宿迄繼立申候、其外海鹿
嶋御用之節ハ御用船指出し無滞相勤申候、右之通浦
賀御番所附村方へ被仰付、別而人馬急事御用向多相
勤申候間、此度御用人馬之義御免被下成、二重ニ御
役御助被下候得者難有奉存候、以上

相州三浦郡

享保十三年申三月

酒井雅楽頭領分

伊奈半左衛門様

拾弐ヶ村

御役所

この嘆願書ではまず、相州三浦郡村々のうち浦郷村・
船越新田村・田浦村・長浦村・逸見村・横須賀村・公郷

村・深田村・中里村・上山口村・沼間村・長柄村の浦郷
村組合一二か村——合高三八八四石八斗二升一合は、
「浦賀御番所附御用」を勤めている組合の村々であると
述べてある。その「御用筋」としてあげているのが、①
何時によらず「急御用増水主役」を勤めていること、②
引船役を勤めていること、③そのなかでも横須賀村は
「馬繼村方」に指定されていて、「御番所諸御用持送」を
船を出していること、の四点である。そしてこのように
「浦賀御番所附村方」を命じられているために、「別而人
馬急御用向」を多く勤めているので、日光社參の御用人
馬は免除して欲しいというのである。ここではさらに
「二重ニ御役御助」け下されたい、と二重役負担となる
ことが強調されている。

この浦郷村組合の嘆願活動を受けて、小坪村（逗子市）
繼立場の助郷村である久野谷村・逗子村・山野根村・桜
山村・堀内村・一色村・木古庭村の六か村もまた、関東
郡代伊奈半左衛門忠達に対し訴願を行なつてゐる。す
なわち、小坪村組合も「浦賀御番所御役人中御通^{并就}」
御社參御通行之御役人中人馬」を勤めていて、「難儀之

段浦郷組合同様」であるとして、結局、社参人馬役の免除を勝ち取っているのである。小坪村組合は浦郷組合に便乗した形ではあるが、いずれにしても浦賀番所御用がその論拠となつたことは間違いない。ただし、浦郷組合の場合は、繼立人馬役よりも増水主役の方が強調されて

いるようである。実は、この一二か村が浦郷村組合と名乗るのは、管見の限りこの享保社参の時だけで、のちに

は繼立場である横須賀村を冠して「横須賀村組合」と称するものが一般的である。実際、安永社参の時も横須賀村組合と称している。ここではやはり増水主役に主眼が置かれたために浦郷組合と呼んでいたと思われるが、増水主役はその名称が示すとおり、あくまでも追加の加勢分であつて、「本水主役」の村々は別に設定されていた。もちろん、この水主役の村々でも社参人馬役の免除運動がくり広げられていた。

次の史料は、水主役村々が浦賀奉行所に提出した願書である。¹⁰⁾

乍恐書付を以申上候

一此度日光就 御社参伊奈半左衛門様(ママ)村々江為越役
人馬役御廻状奉拝見候所二、御文言ニ御番所附之村

ハ訴出御吟味可請旨御触出し御座候、依之拙者共
村々之義ハ、御番所御役水主御附村ニ御座候得ハ、
此度之人馬御除村ニ被為仰付候様江戸御役所へ奉願
上度候ニ付、御訴申上候、以上

享保十三年申正月晦日 八幡久里浜 久村 佐原
大津 走水 鴨居 内川新田

浦賀

御奉行所

右之通御訴書浦賀ニ而差上ル

ここでは、大津村・走水村・鴨居村・内川新田・八幡久里浜村・久村・佐原村・野比村・長沢村の九か村が、浦賀奉行所に対し、「御番所御役水主御附村」であることを論拠として、江戸の関東郡代伊奈役所に社参人馬の免除を願い出ることを明言している。水主役の村は、この九か村以外に浦賀と三崎があつて、全部で一か村であつたが(図1参照)、ともに奉行所の支配下で番所が置かれた浦賀と、奉行所の役人が出張する役宅が置かれた三崎は、別行動をとつて先に嘆願を行なつていた。なお、浦賀は元禄五年(一六九二)に東浦賀と西浦賀にわかれだが、水主役の単位としては浦賀一村となつてゐる。

いざれにしても残りの九か村は、基本的にそれを単位として動かざるを得なかつたのである。以下、その後のようすについて、少し順を追つて整理してみるとしよう。

正月晦日付で浦賀奉行所に対して訴願の意志を書面で知らせると、二月の早々には出府して江戸赤坂（東京都港区）の浦賀奉行妻木平四郎頼隆の屋敷を訪ね、やはり「御役水主御附村」であることを理由に、社参入馬役から「御除キ村」となるように伊奈役所に掛け合つて欲しいとする嘆願書を提出している。そして二月一〇日には、伊奈役所に対し、浦賀移転の際に奉行の堀利喬から水主役を命じられた際の御請証文を添えて嘆願書を提出したのである。担当者は関東郡代伊奈忠達手代の加藤武次右衛門・栗田弥藤次・小川藤藏・池田文八の四名であった。そのいっぽうで、浦賀奉行妻木の御用人可納幸右衛門は、この前日の九日に下田へ飛脚を遣わして、内々に下田番所当時の水主役村について問い合わせを行なつてゐる。飛脚が戻ってきたのが一八日のことで、ここで下田番所付き水主一七か村のうち柿崎村・洲崎村・外ヶ浦と下田四ヶ浦は、「平生引舟其外御番所御用」を勤める

ことで「諸役御免村」となつてゐることを確認している。これを受けてのことであろう。二〇日にあらためて、九か村の口上書が伊奈役所に提出された。

乍恐口上書を以申上候

一 浦賀 御番所御役水主御附ケ村之内九ヶ村、去ル十日口上書を以申上候通、八年以前丑年豆州下田御番所相州浦賀へ御引移シ被為遊候節、御奉行堀隱岐守様より拾壹ヶ村被召寄、従 御公儀様被為仰付候趣被仰渡水主役可相務旨被仰付、則御請証文差上申候、又候三年以前當御奉行妻木平四郎様より先格之通被仰付御証文差上申候、水主務方之義ハ 御番所表ニ而不限何時急御用節、右村々より水主何人ニ而も馳集り御用相務申答ニ相守り申候、然所此度就御社參御船浦賀相廻り申候由奉承知候、弥以水主人夫等拙者共迄被仰付次第罷出、御用相務申候へハ、此度之人馬之義相務メ申候而ハ御用差支申候
一 右水主役 御番所御附ノ村之義、御料・私領共拾壹ヶ村、浦賀附役水主御用之時差出候組合之村ニ御究メ候義從 御公儀様支配地頭方へ被仰渡候段、支配地頭より拙者共方へ被仰聞奉畏、今以水主役相守候

村ニ御座候

一浦賀御番所附御定之水主村三浦郡之内一一ヶ村外
ニ只今迄一切無御座候

(後略)

第一条目では、水主役を命じられたいきさつを述べたあと、「水主務方」については、番所より何時に限らず急御用の連絡があれば、これらの村々から必要な分だけ何人でも馳せ集り、御用を勤める手はくなっていると。また、この度の社参については、御用の御船が浦賀を廻ると聞いており、いよいよもって水主人夫など命令があり次第御用を勤めなければならないので、社参人馬を勤めていたら、そうした御用に差し支えてしまうと主張する。

次に第二条目では、「水主役 御番所附ノ村」については、公儀より御料・私領ともども一一か村が「浦賀附役水主御用之時差出候組合之村」と定められたことで、今もつて水主役を厳格に守っているのだという。水主役村々もまた、組合村として編成されていたのである。そして第三条目にあるように、こうした「浦賀御番所附御定之水主村」は、一一か村のほかには一切ないというのである。浦郷組合の「急御用増水主役」はまさに臨時のものという感覚だったのであろう。

伊奈役所から呼び出しがあったのは、二月二八日のことであった。ここで加藤ら伊奈の手代四人衆より水主役組合一一か村一同に対して、社参人馬役の免除と「永諸役免許之村」であることが申し渡された。浦賀番所が設置されたことによって、番所付きの水主役村に指定された一一か村は、日光社参人馬役の免除訴願を通して、正式に「永諸役免許」の特権を得ることになったのである。なお、この時、一一か村側は伊奈役所に対して、社参人馬役「御赦免之御墨付」を下付して欲しいと願い出たが、これについては「御国高御帳面」から除くので「御墨付」にはおよばないと言わされて断念している。⁽¹⁾

この翌日、大津村等の九か村は、妻木の屋敷を訪ねてお札を述べ、「御墨付」の件を報告して帰村している。ここでも浦賀と三崎の両村は別行動であった。その後、水主役村々は、三月二八日付で「日光就 御社參浦賀御番所御役水主」を命じられ、覚書を提出した。役水主は一〇〇石につき四人ずつの割合で、御船七艘に一二二人、漁船九艘に四六人、廻船二艘に二〇人、御手船一艘に八人で、総計一九艘分、一八六人が動員された。野比村の役水主の割り当ては一六人であつたが、そのほかにも夫人や村役人など前後二〇日あまりも出張しなければならず、その総計は、野比村だけで三〇〇人近くにおよんだと言つて嘆いている。

二、安永社參の人馬役免除

「はじめに」でも述べたように、安永五年社參は享保一三年社參のあと、四七年ぶりに実施された。とはいっても、社參人馬の動員方法については、そう大きな違いがあるわけではない。役免除の規程についても同様である。ただし、前回免除が認められているからといって、その

まますぐにそれが適用されるわけではなかつた。幕府の側も該当条件に合致する村々については、再度申し出るよう命じてゐる。三浦郡の継立人馬役村々および水主役村々においても事情はかわらない。社參人馬役の免除もあらためて申請しなければならなかつたし、今一度これを認めさせる必要があつた。それはどのように行なわれたのであらうか。また、享保社參の時とどのような点で異なるのであらうか。以下、人馬継立の村々および水主村々のそれぞれについて検討してみることにしよう。

1 継立人馬役村々の役免除をめぐつて

継立人馬役の村々ではまず、下平作村組合の動向がよくわかる。¹²⁾ 下平作村組合ではすでにみてきたように、享保社參の際に継立人馬役を論拠として社參人馬役の免除を願い出て許された。安永社參では、実施前年の安永四年暮れから具体的な訴願行動を開始している。惣代は下平作村の名主勘右衛門と木古庭村の名主喜左衛門であつた。

勘右衛門と喜左衛門の両名は、閏一二月二〇日に江戸

に向けて出立すると、一二二日の暮れにまず、旗本村越茂

いた（表3参照）。応対にあたつたのは、三橋文次郎・¹³

助の家老滝口与右衛門を訪ねた。村越茂助房成は、知行
高二五〇〇石を有する大身の旗本で、下平作村の領主で
あつた。村越氏の三浦郡内の領地は下平作村のみであつ
たが、この後、下平作村組合の訴願は、滝口の指示を仰
ぎながら進めていくこととなる。ここで社参人馬役につ
いて定めた幕府からの「御印状」の趣旨について申し上
げると、滝口は早速、関東郡代伊奈半左衛門忠敬の屋敷
に出向いて問い合わせを行ない、また、翌日も早朝から
伊奈役所に出向いて内々に問い合わせたという。興味深い
のは、それらをもとに免除の理由を説明した「筋合願書」
を作成して御覽に入れたところ、滝口から口頭で「浦賀
出火之節村々々掛ケ着申候義」を専一に申し上げるよ
うにとの指示を具体的に受けていることである。両名は、
すぐに承知したと答えているが、こうした領主層の助言
が大きな役割を果たしていたことがわかる。

統じて翌二三日には、木古庭村の領主であった川越藩
(藩主松平千太郎)の中屋敷を訪ねてている。下平作組で
はほかに不入斗村が川越藩領であり、三浦郡には、全七
八か村のうち、相給を含む三三か村に藩領が設定されて

布沢太兵衛・下崎太左衛門の三名で、村越氏の時と同様
に「御印状」の趣旨について説明すると、川越藩側から
も伊奈忠敬に対しても使者を出すと申し渡している。そし
て二四日には再び村越氏家老の滝口を訪ねると、またま
た滝口から、下平作組九か村の領主がわかつているなら
ば、それぞれお断りを申し上げるようにという助言を受
けた。惣代たちは早速、同日のうちに、森崎・池上・金
谷・小矢部村(相給)領主の向井将監政香、佐野・小矢
部村(相給)領主の鈴木重吉直美、そして上平作村領主
の水野求馬元文屋敷の三か所をまわっている。いずれも
旗本で向井氏・鈴木氏が二四〇〇石、水野氏が二〇〇〇
石であった。各々の領主にその意志を伝えておくこと、¹⁴
合意をとつておくこと、それも重要な手続きであつたこ
とがわかる。支配が複雑に入り組んでいる地域では、そ
の中でもまた頼りにする領主は、ある程度決まつていた
ようである。家格や役職など、いろいろな要素があるの
であろう。

さて、各領主へのあいさつが済むと、惣代の両名は郷
宿の伊勢屋久次郎方に戻り、伊勢屋の助言を受けながら

嘆願書の作成を行なつた。二五日には、川越藩の布沢からこの嘆願書を藩屋敷まで差し出すように言われ、翌二

六日に中屋敷まで持参している。

ところが、担当の三名がいずれも御用で留守だつたために、今度は別の郷宿の相模屋利兵衛宿に控えていると、布沢・下崎より御用があるので、横須賀村・沼間村（逗子市）・木古庭村のうち、今日中に一人罷り出るようとの書状が届いた。横須賀村も沼間村もいずれも横須賀村組合で、横須賀村組合は一二か村すべてが川越藩領であり、その惣代として横須賀村の名主孫右衛門と沼間村の名主源左衛門が出府していたのであつた。ここでは直ちに横須賀村の孫右衛門と木古庭村の喜左衛門が、両組合における川越藩領の代表として中屋敷を訪ねている。この日の御用掛り下崎太左衛門が惣代の両名に告げたのは、明二七日に伊奈半左衛門上屋敷より使者が立てられる予定であるから、これより川越藩の上屋敷へ惣代三人で行つて添状を受け取り、郷宿同道にて上屋敷まで参るようのことであつた。

下平作村組合の惣代はこの日、相模屋へ一泊すると、翌二七日に予定どおり伊奈役所に参上して嘆願書を提出

した。次がその嘆願書である。

乍恐以書付奉願上候

来ル申年日光就御社參彈正少弼様・豊前守様御印

狀奉拝見御請印仕指出し申候處、私共組合村々下平

作村・上平作村・池上村・金谷村・小矢部村・森崎

村・佐野村・不入斗村・木古葉村、右九ヶ村之内木

古庭村御印狀落村々ニ御座候、然處右九ヶ村之義ハ、

先年享保年中日光御社參之節浦賀御番所御奉行様御

通行被為遊候節人馬相勤、其上浦賀出火之節右

村々欠附仕、諸御用相勤申候ニ付、番御役所様へ右

之趣御除被為仰付、依之來ル申年御社參御用人馬

之義、享保年中之通私共組合九ヶ村之儀御除キ

被下成下候様ニ九ヶ村一同奉願上候、御慈悲ヲ以右

願之通り被仰付被下置候様難有仕合ニ奉存候、以上

村越茂助知行所

安永四未ノ年

相州三浦郡下平作村

閏十二月

九ヶ村惣代

名主 勘右衛門

伊奈半左衛門様

松平千太郎領分

御役所

同同郡木古庭村

浦賀奉行通行のための人馬御用と、浦賀出火の際の驅付け御用を勤めていたことで享保社参の人馬役が免除となつた先例を出して、来年に予定されている社参の人馬役も免除して欲しいということであった。浦賀出火の際の駆付け人足を理由としてあげたことが、旗本村越氏家の老の滝口からの助言によるものであつたことは先にみてきたところである。なお、下平作村組合のほかに、横須賀村組合および小坪村組合でもこの閏一二月付で嘆願書を提出している。横須賀村組では、享保社参時と同じよう、浦賀奉行所通行の継立人馬役と日光社参時における増水主役を理由に、また、小坪村組合では、浦賀番所はもとより三崎・豆州下田、そして鎌倉雪之下村までの馬役を勤めていることを理由に社参人馬役の免除を願い出でている。

さて、嘆願書を受け取った伊奈役所では、御用掛りの秋本助右衛門より享保社参人馬役の免除を証明する文書や旧記類をはじめとして、組合村高、道筋絵図、人足勤方、年中の勤人馬数、出火の際の人足数などの書上を提示するように命じられた。また、秋本は、これらを揃えるためにいつたん帰村して、年明けの正月一〇日前に罷り出るよう。ただし、一〇日前といつても七日くらいをめどに少々早めに出てくること。もし延引して、人馬の割付が終わつたあとでは願いは叶わないだろうとも申し渡している。これを受けて、木古庭村の喜左衛門は、横須賀村の孫右衛門、沼間村の源左衛門とともに相模屋を同道して川越藩の上屋敷へ行き、報告と暇乞をして帰村の途に就いた。

明けて安永五年（一七七六）は正月七日、下平作村組合では下平作村名主勘右衛門、木古庭村名主喜左衛門のほかに森崎村の名主茂左衛門を惣代に加え、江戸へ向けて出立した。九日に江戸に到着すると、喜左衛門は川越藩中屋敷に、勘左衛門は村越茂助屋敷に、そして茂左衛門は向井将監屋敷にそれぞれ「着届」のあいさつに行き、勘右衛門と喜左衛門は村越氏の家老滝口与右衛門宅に、茂右衛門は馬喰町の伊勢屋久次郎方に一宿した。一〇日には滝口より伊奈役所に伺つてもらつて、一二日に嘆願書を提出した。ただし、この日は御用掛けの秋本助右衛門が取り込み中だつたために、嘆願書を預かりとした上

で、差し控えておくように命じられたので、伊勢屋方で控えることになった。次の嘆願書はこの時に提出されたものである。

乍恐以書付奉申上候

当四月日光就 御社参矢來勤人馬可相勤旨去冬御

触御座候ニ付奉願上候ハ、私共組合九ヶ村義ハ東海

道戸塚宿より浦賀御番所并豆州下田へ往還附村々ニ

付、下平作村馬次場へ人馬指出し相勤申候、浦賀御

奉行様御通行、其外之御通行御方様御朱印伝馬相勤、

尚亦 御社参之節ハ外御用茂相勤候ニ付、享保年

中御社参之節茂矢來詰メ御免被 仰付候、當申年之

義茂先年之通矢來詰人馬御免成被下候様ニ奉願上候

旨、去末ノ閏十二月中御願申上候得者、年中相勤候

人馬高井浦賀御用相勤候訳ケ書付可指上旨被仰渡候

ニ付、左ニ奉申上候

一私共組合九ヶ村ニ而合高弐千弐百九拾壹石五斗壹升

四合御座候、然處浦賀御奉行所様御通行、其外御役

人様方御通行有之候節繼人馬相勤候高、去ル未ノ年

中人足千五百八拾人程、馬四百八拾疋余相勤申候

一日光 御社参之節ハ、浦賀御奉行様并例之通馬次場

人足指出御用相勤申候

一浦賀出火之節ハ右御番所様へ欠付人足指出し申候、

此義ハ高百石ニ付人足三人ツ、因置申候

右御吟味ニ付前書ニ奉申上候通り相違無御座候、以

上

相州三浦郡

小矢部村

金谷村

池上村

不入斗村

佐野村

上平作村

下平作村

九ヶ村惣代

下平作村

勘右衛門

木古庭村

喜左衛門

伊奈半左衛門様
御役所

名主

勘右衛門

喜左衛門

森崎村

名主

茂左衛門

それらが領主の助言や伊奈役所からの要求であったことはみてきたとおりである。

願意や論拠は閏一二月付願書とかわらない。ただ、伊奈役所の指示どおり、その内容が詳しくなり、継人馬の数など、具体的な数値をあげて応えている。安永五年正月付嘆願書は、もちろん横須賀村組合、小坪村組合からも提出された。さらにここでは武州久良岐郡金沢町屋村（横浜市金沢区）組合一三か村も別に嘆願書を提出している。惣代は、町屋村名主五郎左衛門、赤井村名主源兵衛・富岡村名主太左衛門の三人であった。ここに来て武州金沢藩領の村々も関係してくることになるが、これはいずれの組合にとっても金沢町屋村組合が、鎌倉雪之下村とならぶ三浦郡への入口として重視されたためと、東海道との関係で、それぞれの立場を証明する位置にあつたためであろう。表1は、四組合の構成村々と石高、継立人馬の年間負担数、その他の諸役についてまとめたものである。享保社参時に比べて、継立人馬の記述や量が細かく記され、そのほかにも浦賀出火駆付け人足や御用船引船役など、可能な限りの諸役が書き上げられているが、

このうち日メ帳は、継立てた人馬の数を日ごとに記帳した帳面である。往還人馬日メ帳などともいう。五街道の宿場では享保期以降に一般化するといわれているが、

表1. 安永5年(1776)次、継立4組合の人馬役と諸役

継立組合名	組合村々	村数・石高	継立人馬役		船役	番所裏付人足
			浦賀奉行所通行	その他		
下平作村組合	下平作・木古葉・池上・上平作・小矢部・金谷・佐野・不入斗・森崎	9か村 高合2,291石514	人足1,580人程 馬 480疋余	①浦賀奉行・諸役人、浦賀ならび豆州下田通行人馬役		・浦賀出火の節 100石に付平日田人足3人
横須賀村組合	横須賀公郷・深田・中里・逸見・長浦・田浦・船越新田・浦郷・沼間・長柄・上山口	10か村 高合3,884石821	人足1,620人程 馬 470疋余		①日光社参時浦賀番所へ増水主役 ②御用船引船役	・浦賀出火の節
小坪村組合	小坪・久野谷・山野根・逗子・桜山・堀之内・一色	7か村 高合2,112石869	人足1,750人程 馬 490疋余	①三崎御船手御用入馬 ②浦賀奉行・諸役人、浦賀ならび豆州下田通行その他人馬役	・御用船引船役	
金沢町屋村組合	町屋・洲崎・寺前・谷津・小芝・富岡・中里・水取沢・宿・赤井・社家分・寺分・六浦	13か村 高合3,102石78403	◎鎌倉八幡への公家・大君通行ならび浦賀奉行・諸役人、馬継立。 ・保土ヶ谷宿より相州横須賀村・鎌倉街道 保土ヶ谷宿より金沢・雪之下・藤沢まで 往還人馬継 人足2,250人余 馬630疋余		・海辺の村々は御用船引船役	

(註)・『新横須賀市史』資料編 近世 I 資料No.158より作成

脇往還でも必要に応じて日メ帳が作成されていた。この場合、日メ帳が人馬継立の決定的な証拠とみなされているわけである。しかしながら、結局、日メについては、前年の付け込みに残っているのでわからないと答えていい。これに対して秋本は、そのようにわからないのであればそれは不埒なる致し方、また吟味をしても「筋合」がわからなければこれまで不埒なことである。そうであれば、「何分御慈悲御憐愍之願書」をもつて申し出るよう命じた。要するに、証拠が揃わなければ、最後は泣き落とし的な表現でまとめよということである。こうして二五日から二七日にかけて喜左衛門は連日村越氏の中屋敷に通い、おそらくはここで嘆願書の作成について相談がなされたと思われるのだが、二八日になつてようやく次の嘆願書が提出されたのである。

乍恐以書付奉申上候

此度日光就 御社參御用人馬之儀御触書之趣奉畏
候、然処私共村々之義、保土ヶ谷宿并戸塚宿々兼
倉・浦賀相分り候脇往還ニ而、年中諸役人中様・浦
賀御奉行様御通行有之、御朱印并賃人馬共ニ御伝馬
継助郷相勤、尤稀ニハ 御公家様方ニ茂御通行被

遊候、其上浦賀辺出火之節ハ右御番所へ欠附人馬指
出し、御社參之節ハ増水主相勤、其外浦役等相勤候
ニ付、此度御社參御用人馬御免御願申上候処、且々
御吟味之上脇往還之儀者此度御用人馬難被指免筋ニ
有之、殊ニ享保年中御社參之節人馬御免之証跡^茂曉
与無御座候迄難相済願ニ候旨御理解之趣承知奉畏候、
然上ハ何分ニ茂被仰付之通人馬御用相勤候様可仕候、
併急度証拠書付相揃無御座候而茂先達而^マ度々奉申
上候通、享保年中之節ハ重役之段御聞済御免被為
仰付候御儀相違茂無御座候間、此上御憐愍之程幾重
ニ茂御慈悲奉願上候、尤此上如何様共被仰付候義ハ
御違背申上候筋無御座候、篤奉申上候
相州三浦郡横ス賀村組 拾式ケ村惣代
横須賀村
名主 孫右衛門
同沼間村
安永五年
申ノ正月 相州同郡小坪村組
七ヶ村惣代

小坪村

名主 五右衛門

一色村

名主 市郎左衛門

同郡下平作村組

九ヶ村惣代

下平作村

名主 勘右衛門

木古庭村

名主 喜左衛門

森崎村

名主 茂左衛門

一見して明らかなように、ここでは横須賀村組合、小坪村組合、下平作村組合の三組合が合同して一通の嘆願書を作成したことが最大の特徴であった。先の秋本による吟味の過程でははつきりしないが、最終的には共同の嘆願書を提出するように命じられたのであろう。そのために、増水主役などの各組合村個別の論拠もまとめて記述されている。また、安永社参では、基本的に脇往還の継立人馬役が免除の対象にならないこと、さらに社参人に

馬役の免除については、決定的な証拠がないことを認めた上でなお、享保社参の前例に照らして「此上御憐愍之程幾重ニ茂御慈悲奉願上候」と述べているのである。「御慈悲」「御憐愍」といった文言が、伊奈役所の人馬御用掛り秋本助右衛門の指示によるものであつたことについてはあらためていうまでもない。ひたすら「御慈悲」や「御憐愍」を頼う嘆願書などは、地方文書の中ではよくみかけることではあるが、このように幕府や藩などの役所や領主からの指示によるものも案外多かつたのではないかと思われる。

三組合の嘆願書はそのまま「御留」となつて差し控えておくように命じられた。そして翌正月二九日には、金沢町屋村組合が呼び出されて吟味を受けたあと、四組合惣代の者一同に帰村が申し渡された。その後、二月二十四日に馬喰町の郷宿伊勢屋久兵衛方から飛脚が来たことから、二九日に木古庭村の喜左衛門も再々度出府することになった。三月朔日に伊勢屋に到着した喜左衛門に対し伊勢屋は、まだようすがよくわからないので、差し控えておいた方がよいと述べている。喜左衛門は、翌二日に村越氏の屋敷へ出府届けに行くと、そのまま一三日ま

で村越氏屋敷に身を寄せていた。一〇泊以上におよぶ宿泊である。これまでもそうであったが、領主やその家臣の屋敷も幕府への訴願の宿泊場所となり得たし、場合によるとのであらうが、両者の関係は意外に近いようである。伊奈役所から呼び出しがあつたのは、一三日の七つ時であつた。秋本助右衛門以下四名の御用掛りはこの時、小坪村組合、横須賀村組合、下平作組合の順に、先だつて願い出たとおり、日光社参の人馬役を免除する旨を申し渡した。申し渡しが終わると、それぞれには勝手次第帰村が仰せ付けられた。喜左衛門が江戸から帰つたのは一六日のことであつた。こうして継立人馬役村々三組合の社参人馬役免除が確定したのである。

2 水主役村々の人馬役免除をめぐつて

次に浦賀奉行所水主役組合二一か村の社参人馬役免除についてみていくことにしよう。¹⁵ 水主役組合の始動は、継立人馬役組合に比べ、全体的に遅いようである。次の史料は、一一か村の嘆願書である。

乍恐以書付御訴奉申上候

一相州三浦郡十一ヶ村名主一同申上候、当四月日光御

社参ニ付寄人馬之儀、先達而 御奉行様方々御印書
相廻り奉承知候、然ル処浦賀 御番所表御用船御差
出、前々御社参之砌御固メ被遊候私共村々之儀、役
水主被 仰付寄人馬相勤不申候間、此度之儀も水主
人足被 仰付候哉之旨浦賀 御奉行林藤五郎様江御
伺申上候處、水主被 仰付候筋故安藤彈正少彌様江
被 仰立候間、差控罷在候様ニ被 仰渡候處、猶又
御触書相廻り奉拝見候ニ付、其段申上候得者未御下
知者無之候得共、先規之通相心得候様被 仰渡候、
前書申上候通前々御用船役水主相勤候村々ニ御座候
ニ付右之段御訴奉申上候、以上

相州三浦郡大津村

向井将監知行所

高六百三拾三石壹斗三升三合

名主

安永五年
申二月

同

平左衛門

九郎左衛門

(中略)

伊奈半左衛門様

御役所

浦賀番所に對して水主役を勤めていることを論拠に、日光社参寄人馬の免除を求めるという、その構図はかわらない。ただし、享保社参という実態を一度経験したがゆえに、社参の際の番所警衛のためとという側面が、ことさら強調されてもいる。また、嘆願そのものが、初発の時点で伊奈半左衛門役所に直接申し出ているのではないのも特徴である。まずは浦賀奉行の林藤五郎忠篤に対し御伺いを立てたところ、今回の社参でも水主役が命じられるということで、浦賀奉行から道中奉行の安藤彈正少弼雄要へ掛け合うということで差し控えていた。しかしながら、なかなか下知もないでの、あらためて伊奈役所に対しても、寄人馬役の免除を願い出たということである。

嘆願書の日付は二月になつてゐるが、實際には正月晦日に伊奈役所内の日光御用所に出されている。御用掛りは継立人馬役組合の村々と同じく秋本助右衛門であつた。秋本はこの時、浦賀奉行の林藤五郎より未だに掛け合ひがないので、急いで林に託すようにと言つて、嘆願書をお返しになつたという。さらに秋本が言ふには、これは表向きに申し渡すことではないけれど、こちらの吟味がだんだんと済んで、「御割付勘定」に取りかかつてしまつたならば、道中奉行の安藤から言われても、浦賀奉行の林が言つてきても、もはやどうすることもできない。気の毒ながら「重役人馬」を勤めてもらうしかないの、急いで浦賀奉行にお願いするよにと念を押している。手遅れにならないよう手を打て。とくに人馬の割付が終わつてしまつたら、どうしようもなくなるから、というのは、継立人馬役組合も言われたことである。これもりミットは、人馬の「御割付勘定」であつた。

また秋本は、水主役一一か村の石高と領主名、名主・年寄名を書き上げた書類を提出した。もちろん、早々に浦賀奉行に掛け合つたことはいうまでもない。惣代は、内川新田名主新三郎、大津村名主平左衛門、三崎町名主輪右衛門、東浦賀村年寄惣左衛門、西浦賀村名主権左衛門の五名であつた。ここでは享保社参の時と違つて、当初から一か村が一体となつて訴願活動を行なつてゐる。
翌二月四日、浦賀奉行林藤五郎内孫太郎が言ふには、

道中奉行の石谷備後守清昌より、水主役村々については伊奈半左衛門へ引き渡すようにと仰せ渡されたという。そこで林から伊奈に対しても手紙を遣わされるというので、孫太郎よりも秋本への手紙をもたせる。惣代五名で参上するようになるとのことであつた。惣代たちは早速、その日のうちに日光御用所に参上して、享保十三年二月二十九日付の口上書の写を提出した。この口上書は、前述した「御墨付」の下付に関するものである。

秋本は、これを披見した上で「何ゾ先年之書物等ニ而も証拠ニ而も有之哉」と尋ねた。これを受けて惣代たちが「享保十三年申二月之控帳」を差し上げると、秋本はこれさえあれば済むことなので、この古帳面の写を差し上げるよう命じた。五日に写を提出しようとしたが、差し控えを申し渡され、六日にあらためて提出すると、古帳面と照合するのでそのまま上げ置くようにとのことであつた。そして翌七日に呼び出されると、願書・古帳面の写はそのまま受け取り、古帳面は返した上で、勝手次第に帰村するよう命じられた。惣代五人は八日に浦賀奉行の林のもとを訪れ、これらの経緯について報告すると、「帰村御添状願」を受け取つて、そのまま帰村

伊奈半左衛門へ引き渡すようにと仰せ渡されたといふ。そこで林から伊奈に対して手紙を遣わされるというので、孫太郎よりも秋本への手紙をもたせる。惣代五名で参上するようになるとのことであつた。惣代たちは早速、その日のうちに日光御用所に参上して、享保十三年二月二十九日付の口上書の写を提出した。この口上書は、前述した「御墨付」の下付に関するものである。

秋本は、これを披見した上で「何ゾ先年之書物等ニ而も証拠ニ而も有之哉」と尋ねた。これを受けて惣代たちが「享保十三年申二月之控帳」を差し上げると、秋本はこれさえあれば済むことなので、この古帳面の写を差し上げるよう命じた。五日に写を提出しようとしたが、差し控えを申し渡され、六日にあらためて提出すると、古帳面と照合するのでそのまま上げ置くようにとのことであつた。そして翌七日に呼び出されると、願書・古帳面の写はそのまま受け取り、古帳面は返した上で、勝手次第に帰村するよう命じられた。惣代五人は八日に浦賀奉行の林のもとを訪れ、これらの経緯について報告すると、「帰村御添状願」を受け取つて、そのまま帰村

した。

社参人馬役の御免について、内々の沙汰が出たのは三月二三日のことである。別件で出府していた内川新田の名主新三郎から手紙が来て、ついでに伊奈役所へ参上してこの件について尋ねたところ、「弥々御免被遊候間、十一ヶ村江も御免之旨可申聞」と仰せ渡されたということであつた。内々の沙汰ではあるが、これもまた天保一四年社参の際に証拠書類として採用されているのである。

このように水主役組合一一か村は、領主から関東郡代（日光御用所）というルートで訴願を行なつていた継立人馬役組合とは異なり、当初は、浦賀奉行——道中奉行というルートで訴願を行なつていた。水主役組合の村々は、浦賀と三崎町が浦賀奉行所預地である以外は、幕府領一か村、川越藩領五か村、旗本領三か村という構成であった。そして翌七日に呼び出されると、願書・古帳面の写はそのまま受け取り、古帳面は返した上で、勝手次第に帰村するよう命じられた。最終的には、水主役組合も関東郡代日光御用所の指示、とりわけ秋本助右衛門の指示によって調整を行なうことで、人馬役免除

を維持することとなつたのである。ただし、社参時に浦賀番所警衛のための水主役は從来どおり勤めなければならなかつた。

三、三浦郡における人馬継立役・水主役の編成

最後に、三浦郡内における人馬継立役と水主役の全体的な編成についてまとめておくことにしよう。表2は、『新編相模國風土記稿』（以下『風土記稿』と略記）から三浦郡の往還と継立場、助郷村を抜き出したものである。『風土記稿』には七か所の継立場村のうち、下平作村と本和田村・東岡村・上宮田村について助郷村々の記載がある。これ以外の小坪村・横須賀村・秋谷村については、本稿で検討した日光社參関係史料など、地方の史料で補うことができる。これらが本稿で検討した継立人馬役組合である。ただし、上宮田村の助郷組合については、『風土記稿』では「近隣十六村にてその役を助く」となつてゐるが、その具体的な村名については不明である。その点を含め、三浦郡の全体的な状況を確認するために、いざれも三崎町と浦賀を結ぶ浦賀・三崎道から北方に広がる村々である。『風土記稿』の記述に従うならば、これ

さらに、図2には水主役村組合も掲載した。また、表3は、三浦郡の全村について、享保期と安永期の領主、継立人馬役組合、水主役組合、「元禄郷帳」の村高、そして雪之下村と金沢町屋村の助郷についてまとめたものである。

図2・表3のうち、柏原村（逗子市）と池子村（同）

は、全村がそれぞれ光明寺・英勝寺の朱印地だつたためにいずれの組合、すなわち役負担も設定されていない。また、入江新田は、元文三年（一七三八）の開発であるから、これらの組合が設定されて以降のものである。また船越新田は、宝永五年（一七〇八）頃の開発だが、民家はなく、村高も『天保郷帳』で三四石余となつてゐる。赤羽根付と竹之下村は長井村の分村で、同村と同一の行動をとつていたと思われる。その一方で、一色村（葉山町）は小坪村と秋谷村、上山口村（同）は秋谷村と横須賀村と、それぞれ二か所の継立場の助郷を勤めていた。

そして現段階で何らかの役負担——組合村の設定が確認できない村が一四か村ある。図2にみられるように、いざれも三崎町と浦賀を結ぶ浦賀・三崎道から北方に広がる村々である。『風土記稿』の記述に従うならば、これ

表2.『新編相模國風土記稿』にみる三浦郡の繼立場

住遷	村名	繼立	経路	助郷	家数	自治体
浦賀道 三崎道 (鎌倉道)	小坪村	鎌倉より浦賀及び三崎に達する往還あり、村内にて人馬の繼立をなす	西一鎌倉郡雪之下村・同長谷村へ1里 東一三浦道郡内下平作村へ3里 三崎道秋谷村へ2里	[横山・山野根・逗子 久野谷・堀内・一色] 6ヶ村	311	逗子市
浦賀道	横須賀村	浦賀往還の繼立場なり	西一浦賀へ2里 武州金沢町へ3里繰れり	[沼開・上山口・長柄 長浦・田浦・浦郷 船越新田・逸見・公郷 深田・中里] 11ヶ村	201	横須賀市
浦賀道 (鎌倉道)	下平作村	村内に浦賀より鎌倉への往来を通ず、当所其の繼建のことと司られり	東一浦賀へ2里 西一小坪村へ3里	[助役は木古庭・上平作・池 上・金谷・不入斗・佐野・小 矢部・森崎の八村にて預れり] 68	68	
三崎道	秋谷村	三崎道海浜を通ず、潤一間、此地其夫馬繼立場なり	西一小坪村へ2里 東一(本)和田村へ2里	[一色・下山口・荻野 上山口・佐島・芦名] 6ヶ村	261	
三崎道	本和田村	鎌倉より三崎への往還中程を貫けり、潤八尺、此所人馬の繼立場あり	北一秋谷村へ2里 南一三崎町へ2里	[長井・林・須賀谷・高円坊・ 下宮田の五村にて助役す] 183	183	三浦市
浦賀道 (鎌倉道)	東岡村	鎌倉及三崎への往還係る、当所にて人馬の繼立てをなせり	鎌倉道=(本)和田村へ2里 浦賀道=上宮田村へ2里	[東岡・原・宮川・鬼沙門・松 輪・菊名・城ヶ島の七村にてその役を助く] 75	75	
三崎道 (浦賀道)	上宮田村	村東三崎より浦賀への往来係れり、潤一間、人馬の繼立をなす	三崎へ2里 浦賀へ2里半余	近隣十六村にてその役を助く	263	

註)・『新編相模國風土記稿』より作成。

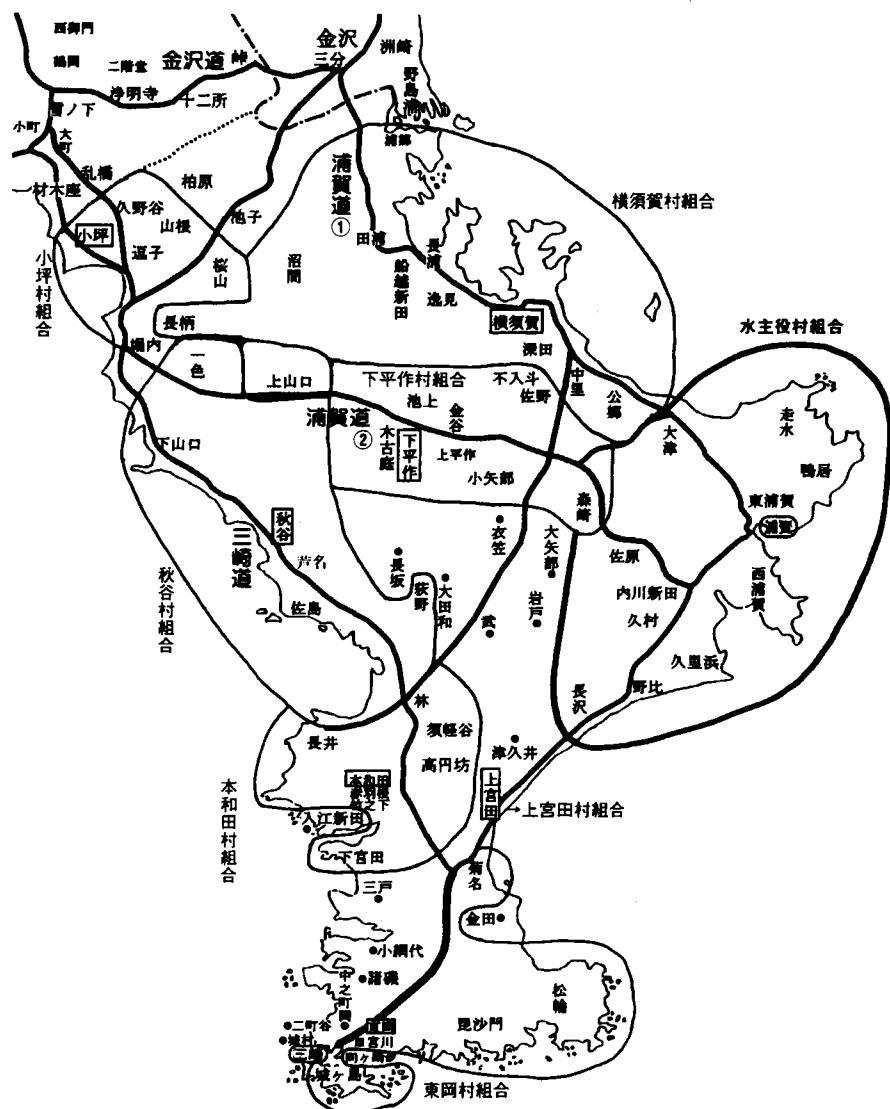


図2. 三浦郡の人馬継立組合と水主役村組合

表3. 三浦郡の人馬継立役組合と水主役組合

村名	享保期領主	安永期領主	継立組合	水主役	雪之下 金沢	元禄村高	自治体
桜 山	前橋藩	川越藩	小坪		雪定	438.563	逗子市
山 野 根	前橋藩	川越藩	小坪		雪定	89.046	
小 塚	幕領	幕領	小坪		雪定	246.468	
逗 子	前橋藩	川越藩	小坪		雪定	256.760	
久 野 谷	前橋藩	川越藩	小坪		雪定	352.173	
柏 原	光明寺	光明寺				100.000	
池 子	英勝寺	英勝寺				422.000	
沼 間	前橋藩	川越藩	横須賀		雪定	273.071	
堀 内	前橋藩	川越藩	小坪		雪定	360.908	
一 色	前橋藩	川越藩	小坪/秋谷		雪定	338.957	
下 山 口	松平・水野	松平・水野	秋谷		雪定	278.368	葉山町
上 山 口	前橋藩	川越藩	横須賀/秋谷		雪定	425.004	
長 柄	前橋藩	川越藩	横須賀	増	雪定	282.409	
長 浦	前橋藩	川越藩	横須賀	増	雪定	132.748	
田 浦	前橋藩	川越藩	横須賀	増	雪定	235.070	
船越新田	前橋藩	川越藩	横須賀	増	雪定		
浦 郷	前橋藩	川越藩	横須賀	増	雪定	433.843	
逸 見	前橋藩	川越藩	横須賀	増	雪定	220.000	
公 郷	前橋藩	川越藩	横須賀	増	金加	642.839	
深 田	前橋藩	川越藩	横須賀	増	金加	61.217	
中 里	前橋藩	川越藩	横須賀	増	金加	90.436	
横 須 賀	前橋藩	川越藩	横須賀	増	金加	209.715	横須賀市
東 浦 賀	浦賀	浦賀	〈浦賀〉	○		56.211	
西 浦 賀	浦賀	浦賀	〈浦賀〉	○		636.839	
大 津	向井・間宮	向井・間宮		○	金加	759.442	
鴨 居	前橋藩	川越藩		○	金加	380.816	
走 水	幕領	川越藩		○	金加	179.847	
久 里 浜	前橋藩	川越藩		○	金加	342.910	
久 村	前橋藩	川越藩		○	金加	111.327	
内川新田	幕領	幕領		○	金加	542.178	
佐 原	前橋藩	川越藩		○	金加	307.455	
野 比	鈴木	鈴木		○	金加	368.410	
長 沢	藤枝	藤枝		○	金加	531.400	
岩 戸	本多	本多			金加	78.185	葉山町
不 入 斗	前橋藩	川越藩	下平作		金加	223.520	
佐 野	鈴木	鈴木	下平作		金加	187.641	
森 崎	向井	向井	下平作		金加	125.830	
大 矢 部	有馬	有馬			金加	290.062	
小 矢 部	向井・鈴木	向井・鈴木	下平作		金加	362.123	
上 平 作	水野	水野	下平作		金加	212.506	
下 平 作	村越	村越	下平作		金加	442.221	
池 上	向井	向井	下平作		金加	278.738	
金 谷	向井	向井	下平作		金加	180.934	
木 古 庭	前橋藩	川越藩	下平作		金加	214.146	
衣 窓	鈴木	鈴木			金加	183.016	横須賀市
武	有馬	有馬			金加	427.905	
太 田 和	有馬	有馬			雪加	438.245	
津 久 井	藤枝	藤枝			金加	721.370	

村名	享保期領主	安永期領主	継立組合	水主役	雪之下 金沢	元禄村高	自治体
荻野	鈴木	鈴木	秋谷		雪加	127.135	横須賀市
秋谷	幕領	幕領	秋谷		雪定	352.588	
佐島	?	川越藩	秋谷		雪加	166.861	
芦名	稻垣	稻垣	秋谷		雪加	288.793	
長坂	間宮	間宮			雪加	703.425	
林	鈴木・本多	鈴木・本多	本和田		雪加	533.114	
長井	堺/幕領	堺/川越藩	本和田		雪加	951.189	
赤羽根	本多	本多	(本和田)			399.744	
竹之下	幕領	上原	(本和田)			66.326	
本和田	本多/幕領	本多/幕領	本和田		雪加	368.196	
入江新田	-	川越藩					
高円坊	松平・鈴木	松平・鈴木	本和田		雪加	198.770	三浦市
須輕谷	有馬	有馬	本和田		金加	157.878	
下宮田	鈴木・稻垣 ・水野	鈴木・稻垣 ・水野	本和田		雪加	630.007	
上宮田	鈴木/幕領	鈴木/幕領	上宮田		金加	618.640	
菊名	幕領	川越藩	東岡		金加	200.105	
金田	大津	大津			金加	430.120	
松輪	幕領	川越藩	東岡		金加	200.820	
毘沙門	水野	水野	東岡		金加	210.292	
中之町岡	幕領	川越藩			雪加	47.060	
東岡	幕領	幕領	東岡		雪加	119.880	
向ヶ崎	幕領	上原			雪加	57.189	
宮川	幕領	川越藩	東岡		雪加	144.101	
二町谷	幕領	上原			雪加	166.226	
原	幕領/稻垣 川越藩/上原		東岡		雪加	157.039	
諸磯	大津/幕領	大津/幕領			雪加	172.798	
小網代	松平	松平			雪加	251.281	
三戸	水野	水野			雪加	364.190	
三崎	浦賀	浦賀	〈三崎〉	○		37.062	
城ヶ島	浦賀	浦賀	東岡			33.510	

註)『新編柏模国風土記稿』、『新横須賀市史』資料編 近世 I No.144・145・147・149・154・155・158

同書所収「横須賀市域支配変遷一覧」、『関東甲豆郷帳』、『神奈川県史』資料編10 近世(7)解説、

山本光正「近世における関東の陸上交通について—鎌倉・三浦往還を中心にして—」『三浦古文化』第17号

安池尋幸「相州三浦郡における近世領主の変遷一天正18年～文化8年」『横須賀市博物館報』No.35より作成

・村名のうち、ゴチック文字は継立場の村。

・「雪定」は雪之下村継立場の定助郷、「雪加」は同加助郷、「金加」は金沢継立場の加助郷を示す。

また、「増」は増水主役の村々。

・「元禄村高」は『関東甲豆郷帳』による。単位は「石」。

らはすべて上宮田村組合に含まれていたと考えられるし、二か村ほどは他の組合と重複していることになる。しかしながら、慶応四年（一八六八）の上宮田村の「村明細帳」^[15]には、「当村外五ヶ村々人馬差出、繕立申候」とあつて、そもそもの繼立人馬役を負担する村の数自体が異なっている。また、文久三年（一八六三）の岩戸村の

「明細帳」^[16]には、「当村々前々者助合人馬差出し候義無御

座」く、享和年中から金沢の臨時人足を勤めるようになつたとある。上宮田村の繼立人馬組合についてはさら

に検討が必要であろう。

なお、秋谷村・東岡村・上宮田村の繼立人馬役組合においては、日光社参の際に人馬役免除を願い出たかどうか 자체がわからぬ。例えば、『相模国村明細帳集成』に収録された関係村々の「明細帳」を確認しても、そうした記述自体が出てこない。とくに秋谷村については、宝暦六年（一七五六）から元治元年（一八六四）にかけて一二冊ほどの「明細帳」が収録されているが、継立場であるこの記事はあつても社参人馬役に関してはいつかい記述がみられない。^[18]この点もさらに検討が必要である。

いずれにしても、図2にみられるように、不明の村々を含めたとしても、三浦郡全体は、継立人馬役と水主役という二つの交通夫役に編成されていたことは明らかであろう。それが浦賀奉行所移転とともに、郡内の基本的な役負担の構造となつてはいたことはあらためていうまでもない。

むすびにかえて

享保一三年社参と安永五年社参という二つの日光社参を手がかりに、その人馬役負担免除の問題から、浦賀奉行所をめぐる三浦郡の継立人馬役と水主役という役負担の実態についてみてきた。

本稿で明らかにしたかったことの一つは、それぞれの性格はもちろんのこと、三浦郡の全域をカバーする負担編成のあり方である。脇往還の継立人馬役や水主役などは、具体的な存在そのものが、日光社参のような特殊な行事でもなければなかなかその実体が明らかにならないような性質のものである。もちろん、脇往還の継立場は何も三浦郡に限つたことではなく、相模国全体をみても、

東海道から北方の内陸部に、それこそ網の目のように張り巡らされていた。⁽¹⁹⁾ 反面、そのすべてが等価値であるわけではなく、免除の対象となるようなものは限られていた。ここではそれが浦賀奉行所の移転とともに再編され、水主役と組み合わされて三浦郡全体の交通夫役が編成されたことに注目しなければならないであろう。奉行所一一番所に対する役として編成されてこそその価値である。そこに三浦郡の地域的・政治的特質が指摘できるのである。

今一つは、浦賀奉行所に連なる役負担を地域の利害として内実化する方法についてである。このような役負担の主張が、他の役賦課に対する拒否の論理として機能することは、役論や由緒論の中で明らかにされてきたことである。ここで課題も、そうした要求を達成するためのさまざまな交渉のあり方について明らかにすることであつた。繼立人馬役、水主役のいずれにせよ、そのための村と村との関係、組合村相互の関係が重要なことはいふまでもないが、同時に、それぞれの村を支配する領主との関係、郷宿の活動、そして何より社参人馬徵發の担当者である関東郡代伊奈半左衛門役所との関係、すなわち幕府役人ととの交渉が重要であった。領主や伊奈役所の助言が決定的な役割を果たしたことは、本稿でみてきたとおりである。それぞれの関係を良好に保つておくことと、それによって享受できる助言や恩恵を最大限に活用して要求を実現することもまた、地域にとつて大事な資質である。逆にいえば、それらを前提にしてはじめて領主層との対立や、地域の利害対立の様相がみえてくることであろう。

その点からすればもう一つ、そのために村役人の自覚と努力が必要であったことが指摘されなければならないであろう。安永社参における人馬役免除訴願を主導した木古庭村の名主喜左衛門は、その経緯を綴った「記録」のなかで、この度の「御社参御用人馬御免之願」については、「先規享保年中御免第一ニ申上候」ことを何よりも要因とみており、これ以後にもし御社参があつたならば「亦々先格以何れ村々も惣代ニ罷出候ハ、隨分先格之通奉申上候儀第一也」と述べている。また、次に大事なこととして、この願書（留書）をよくよく活用し、もし社参の御印状が廻ってきたならば、「早ク出府致、右御社参御用掛り御役方様へ御免之訳ケ早々御訴可申上

候」と、迅速に行動を起こすことをあげている。実際、「前書記候通早ク出府致候間、早速御取上」になつたのであって、その後国々所々先格をもつて願い出した村は御取上げにならなかつた。だから、「隨分無油断可致候」ことが肝要なのだというのである。⁽²⁰⁾人馬の割付が始まつたらどうしようもなくなるからという日光御用掛り秋本助右衛門の助言が想起される。

すなわち、何事も先格を第一とすること、そのための証拠となる文書——「旧記」と「記録」をきちんと残しておくこと、一刻も早く行動を起こすこと、そしてそれらを教訓として残しておくことが、喜左衛門が安永社参一件の「記録」を作成した最大の目的であつた。実は、享保社參と天保社參についてもそうして意図的に書かれた「記録」が今にその実態を伝えているのである。地方文書を通覧してみると、そうした「記録」の類をみかけることが多いが、どうもその作成は、享保期を画期とするようである。三浦郡でもまた、さまざまなものでこうした営みを確認することができる。

例えば、日光社參と同じような大通行に関する負担として朝鮮通信使に対する負担がある。これについてもま

た、いくつかの「記録」が残つており、日光社參との比較検討が必要であろう。また、とくに天保社參については、海防問題など別の要素が関わつてくるので、あらためて検討する必要がある。さらに、三浦郡の村々は、宝暦二年（一七六二）と享和二年（一八〇二）を画期として、それぞれの継立人馬役や水主役負担に関係なく、すべてが鎌倉雪之下村か金沢町屋村という二つの継立場の助郷村として編成されていくことになる。⁽²¹⁾（表3参照）。そもそも三浦半島は、近世後期の海防問題の拠点となるから、そうしたなかでの継立人馬役や水主役の負担増や変容といった問題もまた重要な課題となつてくるであろう。そうしたさまざまな動向の中に、三浦郡——三浦半島という枠組みにおける地域社会のあり方とその変容を追求していくこと、それが今後の最大の課題である。

註

- (1) 山口啓二「日光社參寄人馬に関する一考察」「中世・近世の國家と社会」（東京大学出版会 一九八六年）、山口氏はほかに『東松山市の歴史』中巻（一九八五年）において、東京都東松山市域の村々における日光社參寄人馬役負担の実態について明

らかにされ、「鎖国と開国」（岩波書店 一九九三年）において論点の整理と補強を行なわれている。

(2) 大友一雄「日光社参と国役—享保13年社参を中心にして」『東近世史研究』第18号 一九八五年

(3) 阿部昭「享保の日光社参における公儀御用の編成」『國士館大学文学部人文学会紀要』第26号 一九九三年。ほかに安永社参をあつかったものとして、河内八郎「安永五年日光社参と下野農村」『栃木県史研究』第一六・一七合併号（一九七九年）がある。

(4) 註(2) 大友「日光社参と国役」。なお、日光社参の人馬役

をそのまま国役と規定することには、国役の概念規定を含めて疑問もあるが、この問題についてはまた稿をあらためることとしたい。

(5) 由緒や諸役免除の問題については、久留島浩・吉田伸之編

『近世の社会集団—由緒と言説』（山川出版社 一九九五年）、大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」（吉川弘文館 一九九九年）、山本英二「近世の村と由緒」『歴史評論』第六三〇号（一九九二年）、井上攻「由緒書と近世の村社会」（大河書房一九九三年）を参照のこと。

(7) 『相模国村明細帳集成』第一巻 資料No.146

(8) 安永四年閏二月「日光御社参願書 旧記書上諸書上帳控」『新横須賀市史』資料編 近世I 資料No.158

(9) 『右同書』

(10) 享保一三年四月「日光就御社参御触書并役水主勤方控」『新横須賀市史』資料編 近世I 資料No.155。本史料は、八幡久里浜村に残されたもので、水主役村々における社参人馬役免除の経緯について詳しく書き留めている。以下、本章に関する史料は、とくに断らない限り、同史料による。

(11) 天保一四年四月「日光御参詣御用留」（横須賀市蔵 石井三郎兵衛家文書）

(12) 安永四年閏一二月「日光御社参願書 旧記書上諸書上帳控」『新横須賀市史』資料編 近世I 資料No.158。本史料は、下平

作組合の物代であつた木吉庭村の名主喜左衛門の書留を池上村の名主与兵衛が写したものである。以下、本節に関する史料は、とくに断らない限り、同史料による。

(13) 註(12) 史料によれば、出立は二四日となつてゐるが、二二〇〇三年）を参照のこと。

(14) このうち、向井氏は、三代前の正方が走水・三崎奉行兼帶であった向井忠勝の弟で、忠勝の相続にあたつて一〇〇〇石の

分知を受けた。代々御船奉行や御船手を勤めている。なお、忠勝の系統は、忠宗の代まで両職を勤めていたが、次の代に後嗣がなく断絶している。

- (15) 註 (11) 天保一四年四月「日光御参詣御用留」。本史料は、天保一四年社参にあたって、木主役村組合一一か村が前例どおり社参人馬の免除を受けるまでを書き留めたもので、東浦賀の石井三郎兵衛の筆による。ここでは、享保社参と安永社参それぞれの役免除にいたる過程を書き上げ、これを前例として、天保社参の役免除について書き留めたものである。以下、本節に関する史料は、とくに断らない限り、同史料による。
- (16) 「相模国村明細帳集成」第一巻 資料No.135—32
- (17) 「相模国村明細帳集成」第一巻 資料No.130
- (18) 「相模国村明細帳集成」第一巻 資料No.12・17など
- (19) 抽稿「相州の脇往還」平塚市ふるさと歴史シンボジウム『江戸の娯楽と交流の道～厚木道・大山道・中原道～』(二〇〇五年)、および同所収の「相州・武州三郡全図」参照のこと。
- (20) 註 (12) 『新横須賀市史』資料編 近世I 資料No.158。
- (21) 山本光正「近世における関東の陸上交通について—鎌倉・三浦往還を中心にして—」『三浦古文化』第17号(一九七五年)。
- 『新横須賀市史』資料編近世I 第五章 街道の負担と東海道

第一節 脇往還の繼立と東海道に所取の史料と解説を参照のこと。